

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター（児童相談所）

子ども家庭相談センター（児童相談所）は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターの2か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

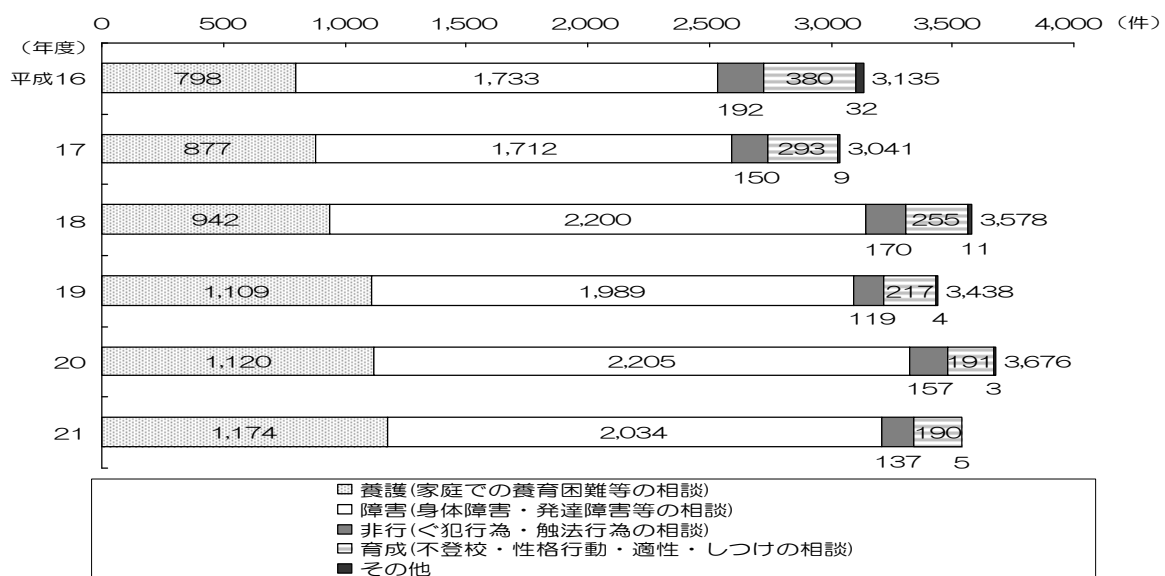
主な業務は、①市町の児童家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする、家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会学的、心理学的、医学的、行動学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等の家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。平成21年度における全相談件数は3,540件で、相談種別では「障害」に関する相談が2,034件で全体の57.5%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が1,174件、全体の33.2%となっており、年々増加しています。このうち、児童虐待に関する相談件数が745件と平成19年度に次いで多い状況が続いています。

○子どもを守るほっとライン（中央子ども家庭相談センター内 24時間対応）

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談（愛称：こころんだいやる）等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

平成21年度における相談件数は2,539件で、前年度(2,963件)に対し14.3%の減となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は7.0件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が977件あり、また「母親」からの相談は1,203件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の85.9%を占めます。

相談内容で最も多いのは「性格・行動」に関する相談の1,126件で全体の44.4%を占め、次いで「親自身の問題」に関する相談が458件、全体の18.0%となっています。

〇こころんだいやる（午前9時～午後9時、12/29～1/3除く）

TEL 077-524-2030 FAX077-528-4855

第8-1-1表 相談状況の年度別推移

	単位（件）				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
電話相談	7,856	5,943	4,162	2,958	2,528
面接相談	135	27	10	2	6
その他（FAX等）	81	31	14	3	5
小計	8,072	6,001	4,186	2,963	2,539
無言・いたずら	1,114	669	736	864	559
合計	9,186	6,670	4,922	3,827	3,098

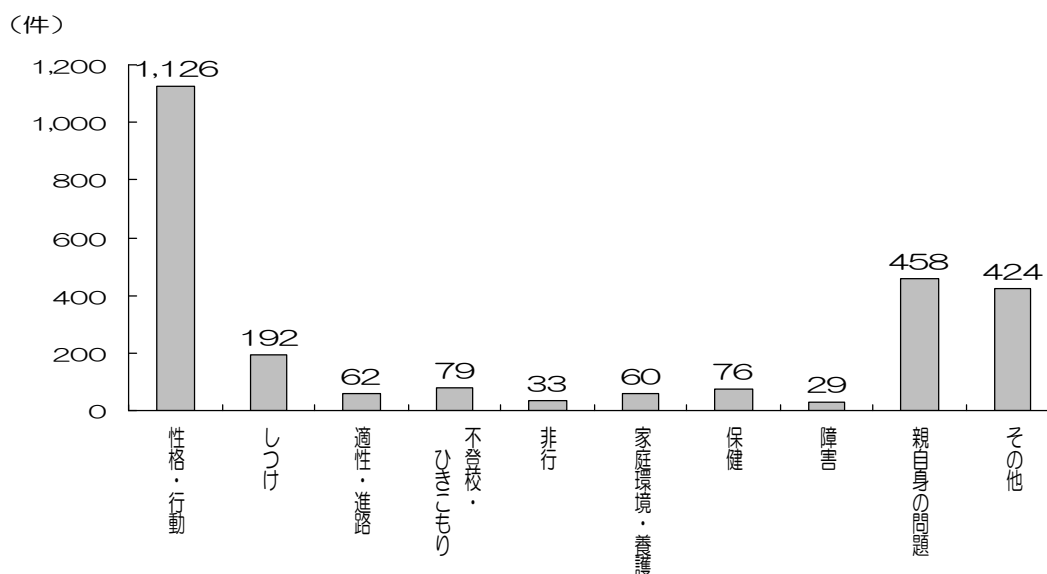
（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-2表 相談者の内訳（推移）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）
本人	4,789	59.3	3,528	58.8	1,805	43.1	1,494	50.4	977	38.5
母親	3,032	37.6	2,239	37.3	2,137	51.1	1,348	45.5	1,203	47.4
父親	79	1.0	68	1.1	75	1.8	54	1.8	89	3.5
祖父母・親戚等	65	0.8	42	0.7	45	1.1	23	0.8	46	1.8
その他	86	1.1	107	1.8	84	2.0	31	1.0	43	1.7
不明	21	0.3	17	0.3	40	1.0	13	0.4	181	7.1
計	8,072	100.0	6,001	100.0	4,186	100.0	2,963	100.0	2,539	100.0

（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-2図 内容別相談件数



(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

3. 市町 (児童相談)

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。平成21年度における県内市町の児童相談件数は5,207件で、このうち児童虐待相談件数が2,747件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が1,300件、家族・親戚904件、保健センター687件の順になっています。

また、平成17年度中に児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成22年3月末現在、そのうち17市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に位置づけられています。要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため、情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、任意設置のネットワークからこの協議会への移行が求められると同時に、協議会へ移行された市町においても、機能強化を図ることが求められています。

第8-1-3表 市町全体の相談件数

	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
平成17年度	1,473	677	405	45	825	3,425
平成18年度	1,553	985	487	45	877	3,947
平成19年度	1,928	971	452	33	1,097	4,481
平成20年度	2,307	1,418	435	64	883	5,107
平成21年度	2,747	1,234	460	44	722	5,207

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第8-1-4表 相談の経路状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家族・親戚	729	797	710	820	904
隣人・知人	109	169	156	199	223
児童本人	26	19	35	22	17
福祉事務所	273	400	482	474	610
児童委員	78	104	130	121	119
保健センター	456	554	683	755	687
医療機関	37	51	49	62	51
児童福祉施設等	357	333	401	484	545
警察等	16	18	22	40	37
学校等	878	951	1,205	1,374	1,300
子ども家庭相談センター	210	244	330	397	424
その他	256	307	278	359	290
計	3,425	3,947	4,481	5,107	5,207

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

4. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小嶋の家に設置されています。

〇こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第8-1-5表 こばと子ども家庭支援センター相談状況

単位(件)

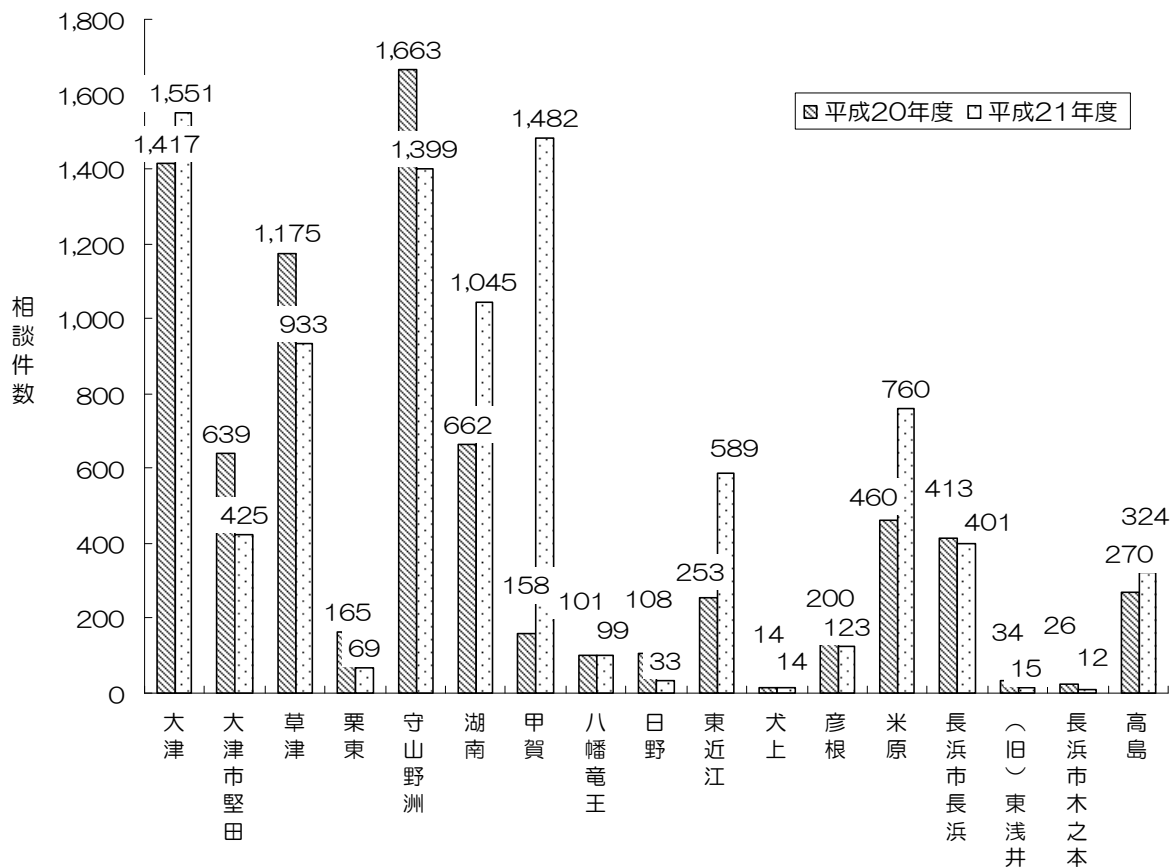
年度 \ 形態	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	計
平成16年度	54	562	2	0	618
平成17年度	54	596	2	0	652
平成18年度	41	622	4	0	667
平成19年度	43	507	7	0	557
平成20年度	65	532	12	0	609
平成21年度	52	360	11	0	423

(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

5. 少年補導センター

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。平成21年度の県内全少年補導センターの相談件数は延べ9,274件で、前年同期に比べて1,516件増加しました。

第8-1-4図 相談受理件数の推移

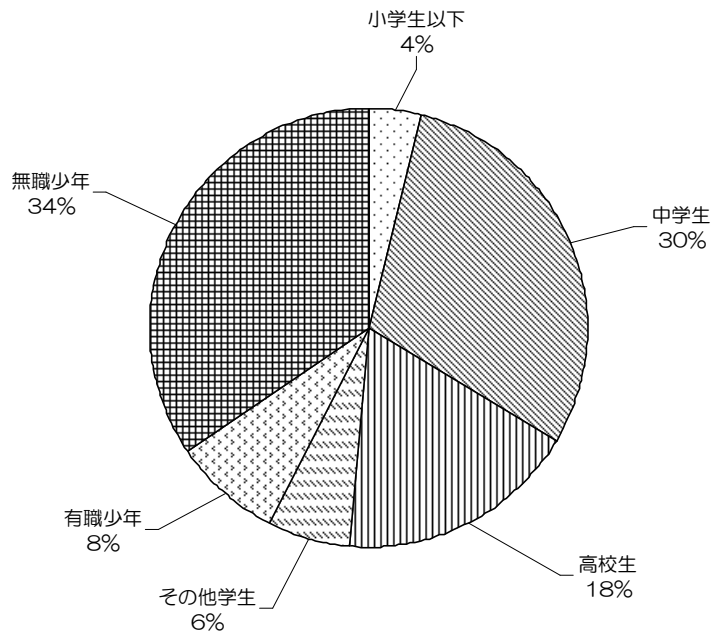


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談対象少年の学職別の割合を見ると、無職少年に関する相談が34%で一番多く、次いで、中学生30%、高校生18%、有職少年8%と続いています。

小学生以下	354人	中学生	2,760人
高校生	1,657人	その他学生	565人
有職少年	737人	無職少年	3,199人

第8-1-5図 相談対象の内訳

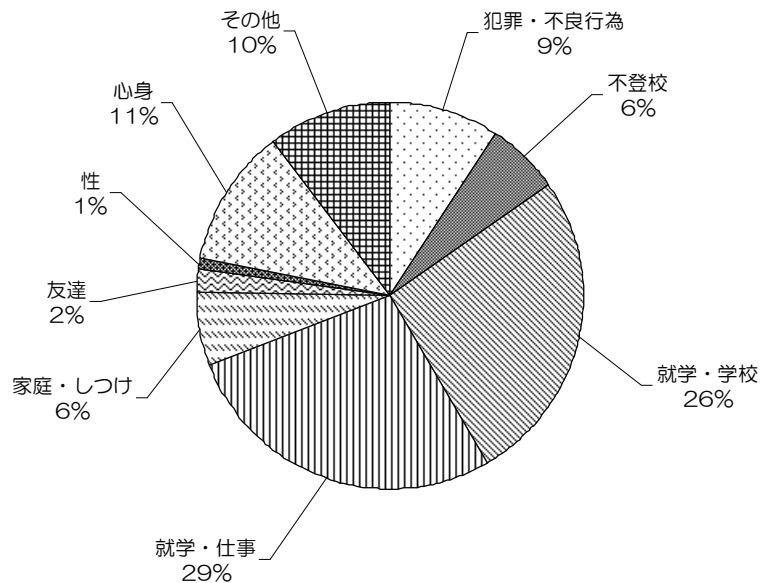


(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、就労や仕事に関する相談が29%で一番多く、以下、就学や学校に関する相談26%、心身に関する相談11%などとなっています。

犯罪・不良行為	853人	不登校	562人	就学・学校	2,438人
就労・仕事	2,552人	家庭・しつけ	576人	友達	174人
性	93人	心身	1,066人	その他	960人

第8-1-6図 内容別相談件数



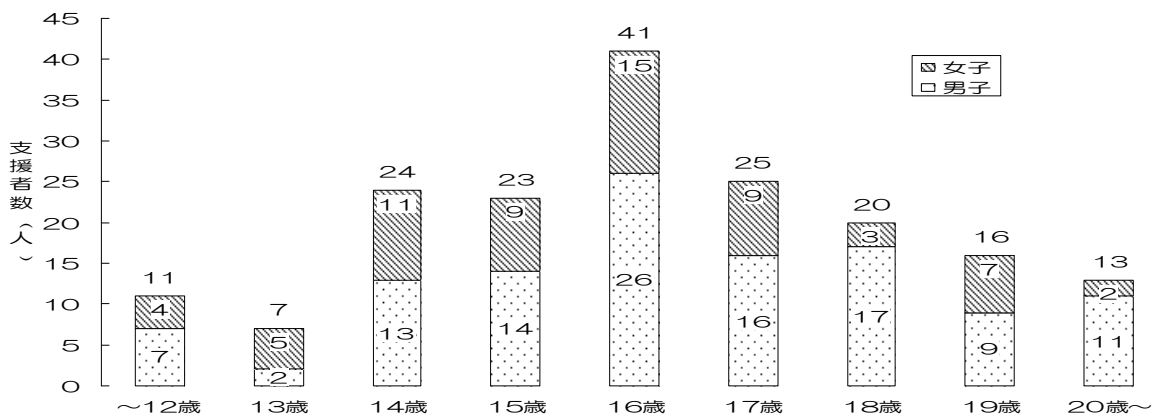
(資料) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

6. 青少年立ち直り支援センター（あすくる）

県内の少年補導センターのうち9センターは、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えた青少年立ち直り支援センター（あすくる）が置かれています。あすくるでは、警察、司法、教育、福祉等の関係機関の連携のもと、非行少年等の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりに取り組み、立ち直りを支援しています。

平成21年度の新規支援者数を年齢別で見ると、16歳が41人（男子26人、女子15人）で最も多く、以下、17歳が25人（男子16人、女子9人）、14歳が24人（男子13人、女子11人）などとなっています。

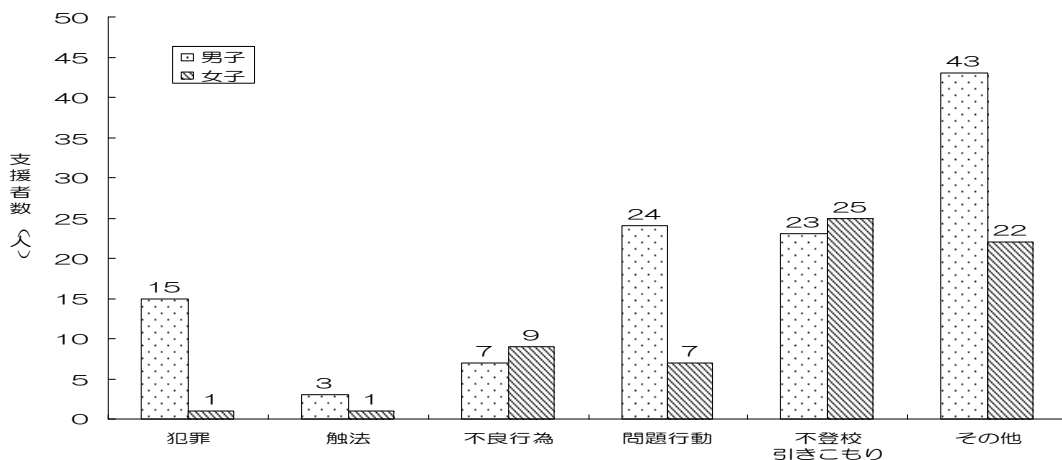
第8-1-7 年齢別新規支援者数



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成21年度における新規支援者の支援理由を見ると、その他を除くと、全体では不登校、引きこもりが48人で最も多くなっています。

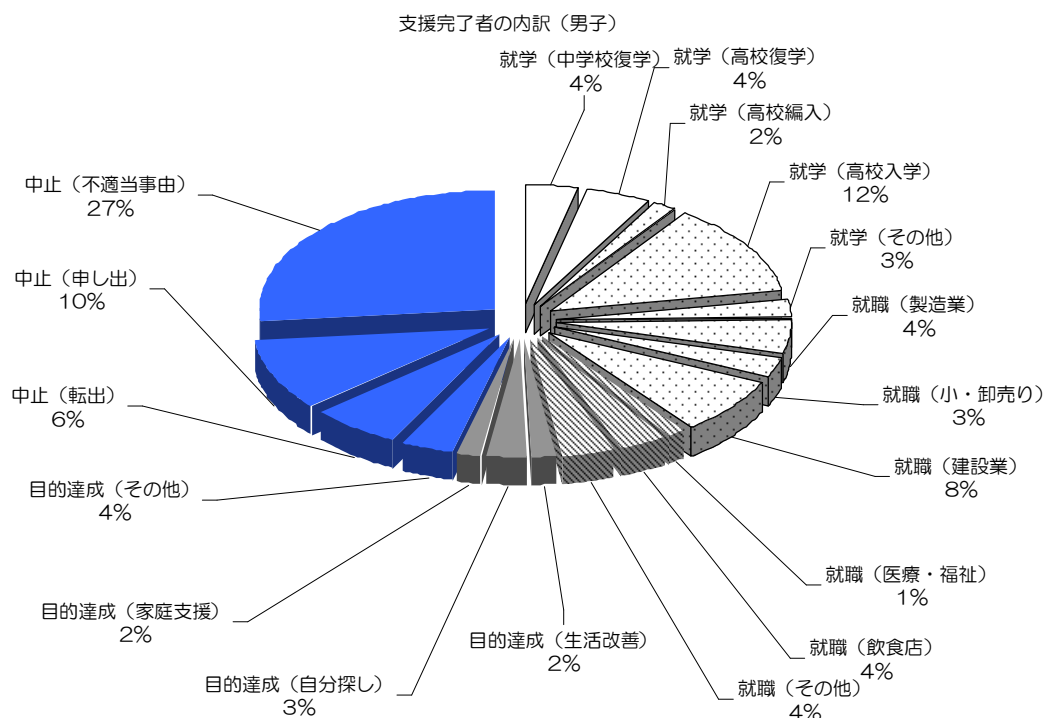
第8-1-8図 新規支援者の支援理由



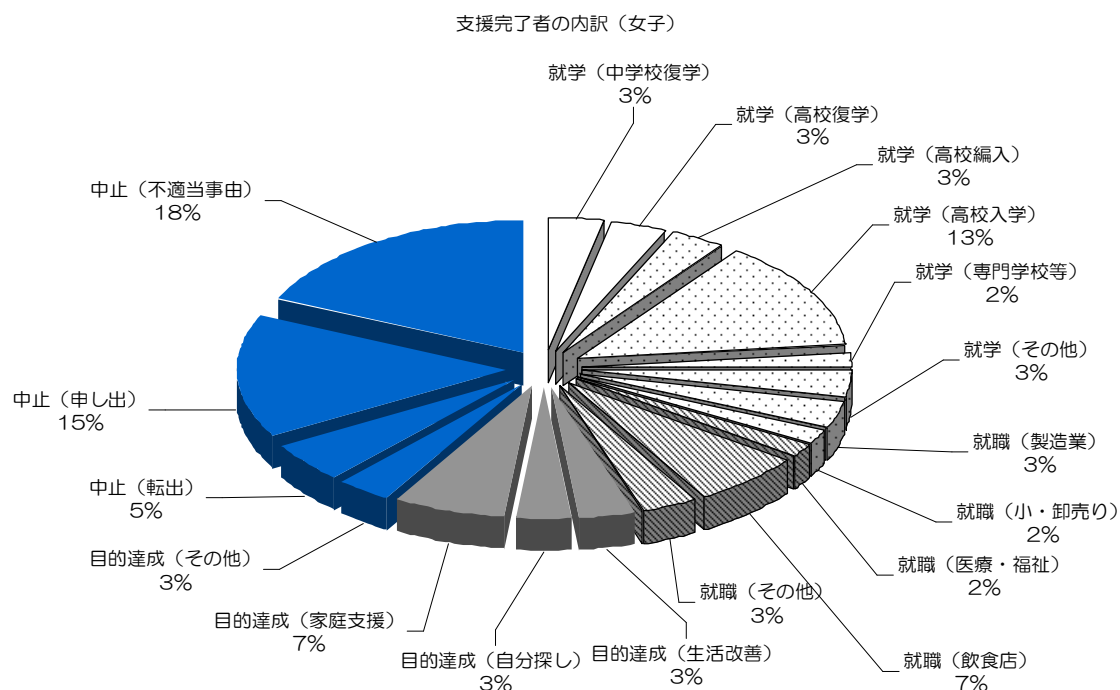
（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

平成21年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は71.8%となっています。

第8-1-9図 男女別支援完了者の内訳



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第2節 社会的ひきこもり

1. 社会的ひきこもりの定義

「社会的ひきこもり」とは、「単一の疾患や障害の概念ではないこと。ひきこもりは様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学など自宅以外の生活の場が長期的にわたって失われている状態」と平成15年7月「厚生労働省こころの健康科学研究地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」で定義されており、病気でも障害でもなく、状態像としての「ひきこもり状態」を指しています。

※また、「ひきこもり」は社会的認知が高まってはいるものの、問題が表面化しにくく、実態把握も難しいため、詳細な調査にいたっていません。

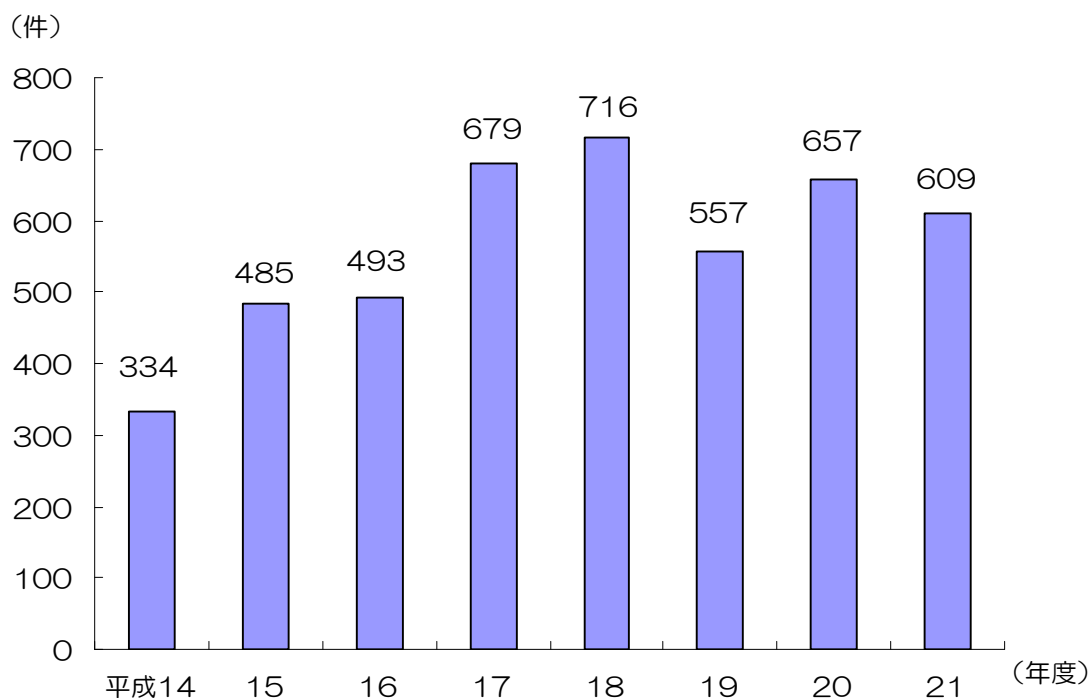
※伊藤 順一郎：「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究 による

2. 精神保健福祉センター、保健所における相談状況

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、相談件数の合計は年度によるばらつきはあるものの、平成14年度より年々増加の傾向にあります。

また、平成18年度より県内保健所において、従来の保健師によるひきこもり相談に加え、専門医や心理職によるひきこもり専門相談窓口を開設しています。

第8-2-1図 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



(資料) 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課

第8-2-1表 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

		平成14年度	15	16	17	18	19	20	21	
精神保健福祉センター	電話	142	193	335	202	111	79	73	196	
	面接	192	292	158	477	605	478	584	413	
	計	334	485	493	679	716	557	657	609	
全保健所	保健師	面接	H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置				220	166	169	354
		訪問					59	60	109	97
	専門医相談	27					57	66	47	
	心理相談	48					80	41	143	

(資料) 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課